

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 拡大するイスラム金融への対応を見せる香港と中国

10月10日、香港のドナルド・ツァン(曾蔭権)行政長官は恒例の施政方針演説を行った。ここで最も目を引いたのが香港経済の好調(とそれにとまなう財政黒字)を誇示する減税(法人税では17.5%から16.5%への引き下げ)の発表であったことは言うまでもない。しかし、他にも注目すべきものがあった。それは、イスラム金融への積極的な取り組みである。

施政方針の中では、香港金融監督局(HKMA)と金融業界とでイスラム金融の研究チームを立ち上げること、イスラム債市場の発展に焦点を当てることが言及された。また、これに先立ち、財務長官のジョン・ツァン(曾俊華)が、イスラム系投資家をターゲットとしたイスラム債市場の創設への前向きな取り組みを発表しているし、在香港サウジアラビア王国大使が、香港におけるイスラム金融サービスの開発を希望するとコメントするなど香港におけるイスラム金融熱は高まっている。

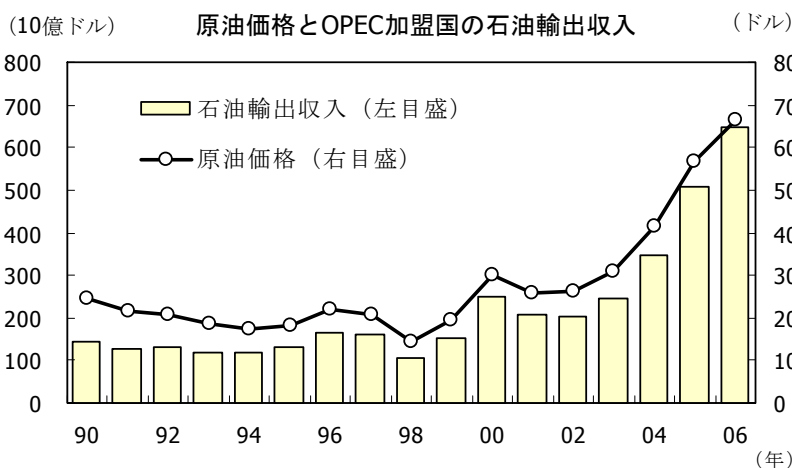
この背景は何だろうか? アジアの金融センターとしてのライバル、シンガポールがイスラム金融において先行していることへの対抗心はいうまでもないが、それにも増して、グローバルな金融市場においてイスラム金融の位置づけが高まっていることが重要だろう。近年の原油価格の上昇は原油生産・輸出国に多額のオイルマネーを流入させており(下図)、これが外貨準備の積み増しや政府・王族の運用ファンドを通じた海外投資の原資となっているのである。前者は主要国の国債や銀行預金を中心だが、後者では、株式、社債、不動産への投資が行われているとされ、今や世界の主要な資金供給者になっている。

さて、この資金の投下先である。嘗ては欧米主要先進国が専らであったが、2001年の米国テロで同国での資金移動への監視が強まったことに、最近の高い経済成長も加わってアジアに目が向けられているのである。さらに両者の密接化する経済関係もある。GCC(湾岸協力会議6カ国)の最大の貿易相手国は1994年以降EU諸国からアジアに転換しているが、これは中国との貿易が急拡大していることが大きい。アジアが原油・エネルギーの中東への依存度を高める一方、アジアは中東への最大の消費財・投資財の輸出国となっているのである。こうした両地域の関係の密接化の中で中東はアジア、中国への投資意欲を高めており、よく知られた商業銀行への投資のみならず、ホテル、ショッピングモールなどで積極化し始めているという。(「拡大するイスラム金融」(蒼天出版)の著者でイスラム金融に詳しい国際通貨研究所、糠谷英輝氏へのヒアリングより)。

香港については、旺盛な資金需要が見込まれる中国本土と中国投資への強いニーズを持つ中東のオイルマネーを繋ぐという役割とともに、イスラム債の決済機能の取り込みを図っていることが特徴的とされ、大きく変化する金融市場をにらみアジアの金融

センターとしての位置づけを確保しようとしているのだろう。

イスラム金融といえば、利子の禁止、不確実性の禁止、豚肉など禁忌物品取引の禁止などその特別さが指摘されることが多いが、その経済効果は従来の金融商品と大差がないとされる。香港の動きは中華経済圏がグローバルな金融市場の変化に積極的に対応しようとしていることを伺わせるものだ。残念ながら本邦でイスラム金融についての情報を耳にすることは極めて少ないように思われる。



(注) 原油価格はWTI。

(資料) OPEC, Annual Statistical Bulletin 2006 より三菱東京UFJ銀行 経済調査室作成

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●9月の経済指標

＞1-9月の貿易黒字 前年の通年規模を上回る

中国税関は15日、1-9月の貿易黒字が前年同期比69.2%増の1,857億米ドルに達し、昨年の通年実績を上回ったと発表した。9月単月では増値税輸出還付率の引き下げ効果もあり前年同期比22.8%増に留まり、4月以降60～80%台での増加推移にあったのが、8月の32.7%増に続き増加ペースは鈍化している。ただし、今年通年の貿易黒字は2,000億米ドルの太台に乗る可能性が高いとの見方が多い。

＞直接投資 マイナスに転じる

商務部が12日に発表したデータによると、1-9月の対内直接投資(実行ベース)は前年同期比10.87%増の472.19億米ドルとなったが、9月単月では前年同期比▲2.36%と、今年に入って初めての減少となった。

●共産党全人代 2020年に1人当たりGDP4倍を目標

胡錦濤 総書記は15日、北京で開催された共産党第17回全国人民代表大会で報告を行い、政治、経済等の過去5年の歩みを纏めた上で、今後の目標を明確にした。GDPについては、一人当たりGDPを2020年に2000年の4倍の水準(現在の為替レート換算で約3,500米ドル)に引き上げるとした。

2. 産業

●中国小売業への外資進出 年々増加

10日、東京で開催された「第13回アジア太平洋小売企業大会」の席上、中国商業連合会の副会長から「中国小売業の発展状況報告」が発表された。報告に拠ると、中国はWTO加盟に伴う小売業の全面的な対外開放を受け、2004年12月の加盟以来、「外商投資の商業領域管理弁法」を初めとする関連法規の整備を着実に進めた結果、小売業界へ外資の進出が年々増加傾向にあるという。2005年、2006年の卸・小売業への対内直接投資は契約ベースでそれぞれ前年同期比53.1%、79.2%と増加し、実行ペースでも40.5%、72.1%の増加となっている。また、2006年迄に、ウォルマート(米)、カルフル(仏)を初めとする7社の大型外資小売企業が多様な形態で多店舗展開を図っているという。なお、今後の中国の流通業については、小売業の対外開放を更に拡大し、外資による中西部地域への進出を促進、奨励することで発展を目指す方針を明らかにした。

●国務院 携帯電話の端末生産の許可制廃止

国務院は12日、行政審査プロジェクトの廃止項目の一つとして「国家特別規定の移動通信システム及び端末生産項目批准」を廃止した。これにより、携帯電話の端末生産を行う際の審査・許可制度が廃止される。なお、今後、国家発展改革委員会が発表する、現行の審査許可制度に代わる管理政策が注目される。

3. 貿易・投資

●『二高一資』商品の輸出に対し規制強化

環境保護違法企業に輸出業務停止処分も

商務部と国家環境保護総局は8日、共同で「輸出企業の環境監督管理強化に関する通知」を発表。「二高一資」商品を取り扱う輸出企業に対する監督管理を強化し、環境保護に違反する企業に対し厳しい罰則を課す。まず、冶金、化学、セメント、紡織、軽工業等の輸出超過規模の大きい成長業種をまず対象として管理を強化する。通達に拠ると、輸出企業の多くは環境保護の関連法規を遵守しているものの、一部企業には輸出コスト削減目的のため、基準を超えた汚染物の排出、資源の違法な確保が見られると指摘。企業に対し、環境管理部門や専任者の設置、定期的な商務部、環境保護部門への検査記録の報告を求めている。地方レベルの環境保護部門に対しては、輸出企業への検査や違法と認められた企業への処罰の実施を要求。また、地方商務部門は環境保護総局作成の違反企業リストの対象企業に対し、輸出業務申請の不受理、1年以上3年以下の対外貿易活動停止などの権限も持つ。さらに、違法企業の日常監督管理をルール化し、輸出企業の違法状況に関するデータベースを構築、違法行為の処罰や改善状況も管理する。

(詳細は今週号のEXPERT VIEWをご参照ください。)

4. 金融・為替

●人民銀行 過剰流動性の吸収を強化か

第3四半期の人民元、外貨貸出が依然増加傾向にあることを受け、人民銀行(中央銀行)による過剰流動性の管理が強化されるとみられている。人民銀行は現在迄に預金準備金率の引上げや公開市場操作により過剰流動性を吸収してきたが、貸出増加傾向に歯止めがかからない。人民銀行の周小川総裁も共産党大会期間中の記者会見で「流動性の吸収が不十分であり、さらに強化の余地がある」と発言。一部報道に拠ると、人民銀行は商業銀行に対する既存の短期外債枠の規制に加え、都市商業銀行や農村信用合作社等の中小金融機関に対し、特別預金*を用いて資金を吸い上げるとの通知を発表した模様。預け入れ期間は3ヶ月と1年で、利率はそれぞれ2.91%と3.44%。今年上半期に農村金融機関による貸出が急伸したことが背景にあり、中小金融機関の貸出を抑制する狙い。預金準備金率引上げや公開市場操作が常套化する中、20年ぶりとなる特別預金の導入に対し、過剰流動性の吸収手段の多様化に繋がるなどの市場関係者の見方もある。

*特別預金:金融機関が中央銀行に設ける預金で付利される。特定の金融政策の手段として、一部金融機関を対象とする預金制度。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007 年 10 月上旬から中旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ●「入札・競売・価格公示競売国有建設用地使用権払い下げ規定」(国土資源部令第 39 号、2007 年 9 月 21 日公布、同年 11 月 1 日施行) ●「商務部、国家環境保護総局の輸出企業環境監督管理の強化に関する通知」(商綜発[2007]392 号、2007 年 10 月 8 日発布・実施) ●「動産抵当登記弁法」(国家工商行政管理総局令第 30 号、2007 年 10 月 17 日公布・施行)	2002 年の「入札・競売・価格公示競売国有土地使用権払い下げ規定」を改正したもの。詳細は、下記の解説をご参照。 環境法令に違反した企業に対する輸出許可制限に関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。 動産の抵当権登記に関する規則。詳細は、下記の解説をご参照。
--	--

●国有建設用地の払い下げに関する規定が公布される

11 月 1 日から国有建設用地の払い下げに関する上記の新しい規定が施行される。この規定は、「入札・競売・価格公示競売国有土地使用権払い下げ規定」(国土資源部令第 11 号、2002 年 7 月 1 日施行)に代わるものだ。従前の規定が「商業、観光、娯楽及び商品住宅などの各種経営性用地」を対象としていたのに対し、新しい規定は工業用地も含めている。これは、今年から工業用地についても最低価格基準に基づく入札・競売・価格公示入札による払い下げが実施されていることに対応したものと思われる。

新しい規定では、工業用地(倉庫用地を含むが、鉱業用地は含まない)も対象とすること、入札・協議・価格公示入札は市または県の国土資源部門が払い下げの「年度計画」に基づいて実施すること、外国の自然人・法人・その他の組織も法律・法規に別の定めがない限り参加できること、が新たに規定されている。

ちなみに、新規定による払い下げの手続きをまとめると、次のとおり。

- 1) 市または県の国土資源部門が、入札・競売・価格公示入札実施の 20 日前までに、土地市場または指定の場所・メディアで払い下げ公告。応札者は、公告に従って事前に保証金を納付する。
- 2) 入札、競売または価格公示入札を実施。
 - a. 入札
 - ① 応札者は公告の期限までに応札。
 - ② 応札者が 2 名までの場合は中止。応札者が 3 名以上の場合、評価チーム(国土資源部門の代表、専門家 5 名以上で組成)が入札関係文書に定める基準・方法により評価を行い、落札者を確定。最高価格で落札者を確定する場合は、評価チームを組成しない。
 - b. 競売
 - ① 主宰者が参加者を確認し、対象土地・競売規則を説明。
 - ② 競売開始。連続 3 回同じ価格を宣告したとき、または参加者の価格提示がないときに競売を終了し、最高価格を提示した者が落札。ただし、最低価格に達しない場合は不成立。
 - c. 価格公示入札
 - ① 応札者は実施期限(10 日以上)内に応札。公示価格が更新される都度、新価格を公示。
 - ② 実施期限終了時に、主宰者が最高価格と応札者を宣告し、参加者に入札継続の意思を確認。継続の意思を表明したときは、その場で入札を実施。主宰者が連続 3 回最高価格を宣告しても応札者が現れないとき、応札者が 1 名で応札価格が最低価格より高い場合は取引成立、応札者が 2 名以上

で応札価格が最低価格を下回らない場合は最高価格で応札した者が落札（応札価格が同一の場合は先に応札した者が落札）。

- 3) 市または県の国土資源部門が落札者に落札通知書を送付、または落札者と取引確認書を締結。
- 4) 市または県の国土資源部門と落札者が、落札通知書または取引確認書に定めた期日に国有建設用地使用権払い下げ契約を締結。落札者は、土地払い下げ金を納付（保証金は払い下げ金に振り替え）。
- 5) 落札者は、土地払い下げ金を完納した後、国土資源部門に土地登記を申請し、国有建設用地使用権証書を受領。

●輸出企業に対する環境規制が強化される

10月8日付で商務部と国家環境保護総局から、輸出企業に対する環境規制の強化に関する上記表中の通知が発表、実施された。国のエネルギー節約と排出量削減の一環として、商務部門と環境保護部門が連携し、違法企業に対して対外貿易経営活動の停止を含む処罰を行うなどの措置を採るとしている。具体的には次のとおり。

- 1) 商務部は、国家環境保護総局から通報を受けた環境法令に違反した企業のリストと処罰決定書を地方商務部門に通知、地方商務部門はそれにもとづき関係企業の輸出業務申請を暫時受理しない。輸出業務申請には、輸出割当・許可証申請、加工貿易契約又は項目の認可申請、加工貿易経営状況・生産能力証明発行申請、全国・地域の輸出商品交易会・博覧会への参加申請などが含まれる。
- 2) 商務部は、地方商務部門から当該企業の輸出業務申請状況の報告を受け、「対外貿易法」にもとづき当該企業に1年以上3年以下の対外貿易経営活動の停止を決定し、合わせて地方商務部門に通知する。地方商務部門は、それにもとづき当該期間内の輸出業務申請受理を停止する。
なお、環境保護部門から行政処罰を受けた企業が違反行為を是正した場合には、環境保護部門が検査、確認の上で商務部門に通報し、商務部門はそれにより輸出業務申請受理を再開する。

●動産抵当権設定登記に関する新しい規則が施行される

10月17日付で上記表中の「動産抵当登記弁法」が公布、施行された。これまでの「企業動産抵当物登記管理弁法」（国家工商行政管理総局令第35号、1995年10月18日公布、1998年12月3日改正、2000年12月1日第2次改正）に代わるもので、今年10月1日からの「物権法」施行を受け、対象が「企業、個人工商業者、農業生産経営者」に拡大されるとともに、登記手続きが簡素化され、登記資料の公開が明確に規定された。新しい弁法の要点は、次のとおり。

- 1) 動産抵当権設定登記機関は、抵当権設定者（原文は「抵押人」＝債務者または第三者）の住所地の県級工商行政管理部門。（従前は抵当物所在地の工商行政管理局とされていた。）
- 2) 登記時の提出資料は、抵当権設定契約の当事者双方が署名または捺印した「動産抵当登記書」、当事者双方の主体資格証明または自然人本人確認の文書。代理人に委託する場合は、ほかに代理人の本人確認文書と授權委託書。（従前は、本契約と抵当権設定契約、抵当物の所有権または使用権証書、抵当物の保管状況に関する資料も必要とされていた。）
登記の変更・抹消の場合は、上記の文書のほかに、「動産抵当変更登記書」、「動産抵当抹消登記書」を提出する。（従前は、変更登記の場合は変更決定の日から7日以内、抹消の場合は履行完了または抵当物紛失の日から7日以内とされていたが、この期限もなくなった。）
なお、「動産抵当登記書」、「動産抵当変更登記書」、「動産抵当抹消登記書」は所定のフォーマットで、各地の工商行政管理局で入手可能。
- 3) 登記機関は、「動産抵当登記書」、「動産抵当変更登記書」、「動産抵当抹消登記書」にもとづいて「動産抵当登記簿」を設置して一般公開するとされ、また、関係組織と個人は合法の本人確認文書により関係する動産抵当権設定登記の資料を閲覧、記録またはコピーできるとされた。（従前は、登記簿の公開のみが規定されていた。）

以上

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.10.15	7.5130	7.5110~7.5288	7.5284	0.0159	6.3956	0.0051	0.9707	0.0019	10.7000	0.0464	2.3100	6330.48	133.5100
2007.10.16	7.5199	7.5160~7.5254	7.5180	0.0104	6.4279	0.0323	0.9697	0.0010	10.6561	0.0439	2.3000	6395.76	65.2800
2007.10.17	7.5180	7.5146~7.5188	7.5154	0.0026	6.4461	0.0182	0.9691	0.0006	10.6625	0.0064	2.1000	6337.06	58.7000
2007.10.18	7.5110	7.5101~7.5129	7.5111	0.0043	6.4678	0.0217	0.9688	0.0003	10.7075	0.0450	2.4000	6114.95	222.1100
2007.10.19	7.5086	7.5075~7.5100	7.5080	0.0031	6.5242	0.0564	0.9686	0.0002	10.7219	0.0144	2.5194	6106.69	8.2600

トピックス

【15日】

- キミット米国財務副長官は12日、「中国は市場原理に沿って人民元を見直すことが重要」「中国は人民元に関する目標に合意、違いはそのベースにある」「中国は人民元見直しの必要性を理解、ベースについては見解が相違」「人民元に関するEU財務相の声明を大いに歓迎する」と述べた。
- 中銀が12日発表した9月のM2伸び率は、前年同月比+18.45%となった(8月:同+18.1%)。
- 中銀は、9月末の外貨準備が1兆4340億米ドルになったと発表した(6月末:1兆3330億米ドル)。
- 胡錦濤 共産党総書記は第17回党大会で、中国は輸出主導型の経済成長モデルから脱却し、拡大する国際収支の黒字を縮小するために個人消費を一段と促進するとの方針を示した上で、人民元相場のより自由な変動を容認し、資本規制を徐々に解除していく方針をあらためて表明した。また、拡大する原材料の消費に依存する代わりに、テクノロジーの発達を促進することが、中国の経済成長のバランスを改善するための重要な要素となるとの見解を示し、「これは、中国経済全体にとって極めて重要な、危急の戦略的課題だ」と指摘した。
- 政府は、豚肉価格が2週連続で下落したため、過去10年以上で最高水準に達していたインフレ率がピークを打った可能性があるとの見解を示した。
- サルコジ仏大統領の報道官は、中国人民元は人為的に過小評価されているとし、今週開催される欧州連合(EU)首脳会議で取り上げられる可能性があるとの見方を示した。
- ラト国際通貨基金(IMF)専務理事は、米ドルは過大評価されており、一段のドル安が求められるとの見方を示した。中国については人民元の一段の柔軟性を認めるよう求めるIMFの従来の立場を繰り返した。
- 李栄融 国有資産監督管理委員会(SASAC)主任は、同国が国営企業の数をも半分に削減することを目指し産業再編ペースを加速することを明らかにした上で、政府は国内企業が世界のM&A動向に関与することを促すと指摘し、香港市場への上場を望む国内企業を当局は阻止しないと示した。

【16日】

- 易綱 中銀総裁補佐は、今年の中国のインフレ率が前年比+4%を上回るとの見通しを示した。
- 証券監督管理委員会(CSRC)は、株価が上昇しておりリスクが拡大していると投資家に警告した。
- 周小川 中銀総裁は、資産価格ではなく消費者物価指数(CPI)や世界的な商品価格の上昇が、これまで中国が利上げてきた主要因であるとの見解を示した。また、銀行貸し出しについて特別な割当枠は設定していないとしたものの、銀行貸し出しを指導する窓口指導は行っていることを明らかにした。
- 楼繼偉 中国投資有限責任公司(中国投資)会長は、当初資金を国内短期金融市場で運用しているが、今後、香港、台湾など海外に投資する可能性を示した。また、中銀の投資部門だった中央匯金投資を買収するため、国家外為管理局に670億米ドルを支払ったことを明らかにした。
- 陳徳銘 国家発展改革委員会副主任は、「1~9月の消費者物価指数(CPI)上昇率は前年同期比+4.1%(食品を除くCPI上昇率は同+0.8%)となった」と述べた。

【17日】

- マコーミック米財務次官(国際金融担当)は、中国に対し人民元の一段の柔軟化を求める欧州の努力を歓迎するとの見解を示した。

【18日】

- 朱之鑫 国家発展改革委員会副主任は、9月の消費者物価指数(CPI)上昇率が前年比+6.2%となったことを明らかにした上で、今後のインフレ率について、急上昇が続く見込みは薄い、しばらく高止まりするとの見通しを示した。また、中国の経済政策によって物価上昇を抑制することが優先課題であるとの見解を示した上で、インフレ抑制のために金融政策を引き締めるとの方針を明らかにした。さらに「景気過熱に向けたトレンドはまだ終わっていない」「全般的な中国経済が過熱している証しはない」と述べた上で、中国経済は過熱していないが過熱への圧力は和らいでいないとの見解を示した。
- 朱之鑫 国家発展改革委員会(NDRC)副主任は、第3四半期のGDP成長率は、上半期の前年同期比+11.5%にかなり近い水準になるとの見通しを示した。
- 周小川 中銀総裁は、これまでの流動性吸収に向けた努力は不十分で、金融引き締めを強化する必要があるとの見解を示した。また、人民元問題の協議のため中銀副総裁をEUに派遣するとし、中銀には利上げ幅を選ぶ自由があるとした。

【19日】

- 劉輔華 証券監督管理委員会(CSRC)スポークスマンは、中国本土の株式市場と香港市場の双方に上場している株式を交換する計画はないとし、株式交換に関する一部報道を否定した。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。